

地方行政委員會議錄第四十二号

昭和二十七年五月十二日(月曜日)

午前十一時三十八分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君

理事 河原伊三郎君 理事 野村孝太郎君

理事 吉田吉太郎君 理事 床次 徳二君

理事 門司 亮君

池見 茂隆君

前尾繁三郎君

藤田 義光君

大石ヨシエ君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清豪君

出席府縣委員

總理府事務官 奥野 誠亮君

地方自治庁 財政課長

文部事務官 田中 義男君

初等中等 教育局長

委員外の出席者

總理府事務官 柴田 護君

地方財政委員 栗田 護君

文部事務官(初等中等教育局長) 内藤三郎君

文部事務官(初等中等教育局長) 有松 昇君

專門員 長橋 茂男君

專門員 長橋 茂男君

五月十二日

理事大泉寛三君の補欠として吉田吉太郎君が理事に当選した。

五月十日

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号)

の審査を本委員会に付託された。

本日(の)會議に付した事件

理事の互選

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二三号)

○金光委員長 これより會議を開きます。

この際お諮りいたします。理事である大泉寛三君より理事を辭任した旨申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○金光委員長 御異議なしと認め、さよう決します。つきましては理事の補欠選任を行いたいと思ひますが、これは投票の手続を省略して、委員長より指名するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○金光委員長 御異議なしと認め、吉田吉太郎君を理事に指名いたします。

この測定單位並びに單位費用の教育費をもつて、はたして現在所要されておりますところの義務教育の實施にさしかえがあるかないかが第一点であります。

なお今日考慮せられておりますところの義務教育費国庫負担法案なるものの内容について御説明を伺いたいと思ふのであります。

○田中政府委員 文部省といたしましては、現在平衡交付金の中において計算されている基準によります場合に、その学校の規模、従つて教員数の算定等において私どもの期待しているところと多少不足がございまして、それでは十分な充實ないし振興を期し得ない点についての心配をいたしておりますので、さらに一層それらの点について基準の引上げをお願い、かように考えまして、それ、折衝を續けておつたのでございます。

それから第二に御質問になりました、ただいま文部委員会の方に提案せられてゐる義務教育費の国庫負担法の概要でございますが、その提案理由によりますと、一応義務教員費についての教職員の給与と教材費に關しまして、その總額の二分の一を下らない額を国庫において負担をする。その配分基準あるいはその他配分に關して必要な事項は、地方税法の改正等と関連をいたさなければ決定し得ませんので、別にあつて法律で定めるとしようとなつております。

それから義務教育諸学校の校舎の建築に關しまして、別に地方債を起すことができるような特例を設けて、地方財政法の規定にかかわらず、建設事業費について地方債をもつて財源とすることができるようになります。

は、大体義務教育諸学校の校舎を五十年で一応更新することができるようになる必要額の起債を確保しようというよう内容になつております。なおその地方債を財源といたします校舎の建設事業費その他必要な事項については、これまで別に法律で定めて、それからなお義務教育諸学校の戦災復旧、災害復旧等に要する経費につきましては、それ、二分の一を負担するということになつております。なおこれらの内容は、昭和二十八年度から實施するのが適当でございます、二十七年年度につきましては、すでに予算等も確定したことでございます、地方財政平衡交付金制度の中で、その趣旨になるべく沿つた實施をするということについて、教職員の給与費についてはその算定基準の特例を設ける、こういうふうな概要となつておるのでございます。

○床次委員 ちよつと数字がはつきり了解できなかったものであります、現在平衡交付金法案に盛り込まれておるところの教育費の單位測定並びに單位費用に對する文部省側の希望と、今日提案されてゐるものとは食い違ひがある。むしろ基準の引上げを希望しておるようによつて大體の基準をこしらへる。それからその必要な施設内容を實施する

に對して、どの程度の増額を希望しておられるか。何か具體的な数字を持つておられますか。この法案の第十二条に具體的な数字があつておられますが、これに對しましてどの程度の費用の引上げを希望しておられますか。材料があれば御説明いただきたいと思ひます。

○内藤説明員 ただいま局長から基準の引上げということを申されたのです、この平衡交付金法の算定基準をむしろ合理化をするという意味で、児童、學級、學校という三本柱になつておりましたのを、實際の學校の規模に即應するような算定基準で参りたい。その考え方は、どれだけの教員がいるかというふうな算定基準の問題でこの問題を解決したい、かように考えまして、地財委の方で單位費用で計算された總額が八百六十億になつておりますので、その八百六十億の範圍内で算定基準をかえて、地方の實際に即するやうな意味で特例を出したのであります。もちろん基準の引上げは望ましいのでございますけれども、いろいろと財政との関連もございまして、二十七年度は調整をはかつたのであります。

○床次委員 平衡交付金法の建前から申しますと、教育に關して、文部省あるいは國家において必要と認めざるものには對しましては、法律または政令によつて大體の基準をこしらへる。それからその必要な施設内容を實施する

に對して、どの程度の増額を希望しておられるか。何か具體的な数字を持つておられますか。この法案の第十二条に具體的な数字があつておられますが、これに對しましてどの程度の費用の引上げを希望しておられますか。材料があれば御説明いただきたいと思ひます。

○内藤説明員 ただいま局長から基準の引上げということを申されたのです、この平衡交付金法の算定基準をむしろ合理化をするという意味で、児童、學級、學校という三本柱になつておりましたのを、實際の學校の規模に即應するような算定基準で参りたい。その考え方は、どれだけの教員がいるかというふうな算定基準の問題でこの問題を解決したい、かように考えまして、地財委の方で單位費用で計算された總額が八百六十億になつておりますので、その八百六十億の範圍内で算定基準をかえて、地方の實際に即するやうな意味で特例を出したのであります。もちろん基準の引上げは望ましいのでございますけれども、いろいろと財政との関連もございまして、二十七年度は調整をはかつたのであります。

○床次委員 平衡交付金法の建前から申しますと、教育に關して、文部省あるいは國家において必要と認めざるものには對しましては、法律または政令によつて大體の基準をこしらへる。それからその必要な施設内容を實施する

に對して、どの程度の増額を希望しておられるか。何か具體的な数字を持つておられますか。この法案の第十二条に具體的な数字があつておられますが、これに對しましてどの程度の費用の引上げを希望しておられますか。材料があれば御説明いただきたいと思ひます。

○内藤説明員 ただいま局長から基準の引上げということを申されたのです、この平衡交付金法の算定基準をむしろ合理化をするという意味で、児童、學級、學校という三本柱になつておりましたのを、實際の學校の規模に即應するような算定基準で参りたい。その考え方は、どれだけの教員がいるかというふうな算定基準の問題でこの問題を解決したい、かように考えまして、地財委の方で單位費用で計算された總額が八百六十億になつておりますので、その八百六十億の範圍内で算定基準をかえて、地方の實際に即するやうな意味で特例を出したのであります。もちろん基準の引上げは望ましいのでございますけれども、いろいろと財政との関連もございまして、二十七年度は調整をはかつたのであります。

○床次委員 平衡交付金法の建前から申しますと、教育に關して、文部省あるいは國家において必要と認めざるものには對しましては、法律または政令によつて大體の基準をこしらへる。それからその必要な施設内容を實施する

に對して、どの程度の増額を希望しておられるか。何か具體的な数字を持つておられますか。この法案の第十二条に具體的な数字があつておられますが、これに對しましてどの程度の費用の引上げを希望しておられますか。材料があれば御説明いただきたいと思ひます。

○内藤説明員 ただいま局長から基準の引上げということを申されたのです、この平衡交付金法の算定基準をむしろ合理化をするという意味で、児童、學級、學校という三本柱になつておりましたのを、實際の學校の規模に即應するような算定基準で参りたい。その考え方は、どれだけの教員がいるかというふうな算定基準の問題でこの問題を解決したい、かように考えまして、地財委の方で單位費用で計算された總額が八百六十億になつておりますので、その八百六十億の範圍内で算定基準をかえて、地方の實際に即するやうな意味で特例を出したのであります。もちろん基準の引上げは望ましいのでございますけれども、いろいろと財政との関連もございまして、二十七年度は調整をはかつたのであります。

○床次委員 平衡交付金法の建前から申しますと、教育に關して、文部省あるいは國家において必要と認めざるものには對しましては、法律または政令によつて大體の基準をこしらへる。それからその必要な施設内容を實施する

に對して、どの程度の増額を希望しておられるか。何か具體的な数字を持つておられますか。この法案の第十二条に具體的な数字があつておられますが、これに對しましてどの程度の費用の引上げを希望しておられますか。材料があれば御説明いただきたいと思ひます。

○内藤説明員 ただいま局長から基準の引上げということを申されたのです、この平衡交付金法の算定基準をむしろ合理化をするという意味で、児童、學級、學校という三本柱になつておりましたのを、實際の學校の規模に即應するような算定基準で参りたい。その考え方は、どれだけの教員がいるかというふうな算定基準の問題でこの問題を解決したい、かように考えまして、地財委の方で單位費用で計算された總額が八百六十億になつておりますので、その八百六十億の範圍内で算定基準をかえて、地方の實際に即するやうな意味で特例を出したのであります。もちろん基準の引上げは望ましいのでございますけれども、いろいろと財政との関連もございまして、二十七年度は調整をはかつたのであります。

○床次委員 平衡交付金法の建前から申しますと、教育に關して、文部省あるいは國家において必要と認めざるものには對しましては、法律または政令によつて大體の基準をこしらへる。それからその必要な施設内容を實施する

に對して、どの程度の増額を希望しておられるか。何か具體的な数字を持つておられますか。この法案の第十二条に具體的な数字があつておられますが、これに對しましてどの程度の費用の引上げを希望しておられますか。材料があれば御説明いただきたいと思ひます。

○内藤説明員 ただいま局長から基準の引上げということを申されたのです、この平衡交付金法の算定基準をむしろ合理化をするという意味で、児童、學級、學校という三本柱になつておりましたのを、實際の學校の規模に即應するような算定基準で参りたい。その考え方は、どれだけの教員がいるかというふうな算定基準の問題でこの問題を解決したい、かように考えまして、地財委の方で單位費用で計算された總額が八百六十億になつておりますので、その八百六十億の範圍内で算定基準をかえて、地方の實際に即するやうな意味で特例を出したのであります。もちろん基準の引上げは望ましいのでございますけれども、いろいろと財政との関連もございまして、二十七年度は調整をはかつたのであります。

○床次委員 平衡交付金法の建前から申しますと、教育に關して、文部省あるいは國家において必要と認めざるものには對しましては、法律または政令によつて大體の基準をこしらへる。それからその必要な施設内容を實施する

に對して、どの程度の増額を希望しておられるか。何か具體的な数字を持つておられますか。この法案の第十二条に具體的な数字があつておられますが、これに對しましてどの程度の費用の引上げを希望しておられますか。材料があれば御説明いただきたいと思ひます。

○内藤説明員 ただいま局長から基準の引上げということを申されたのです、この平衡交付金法の算定基準をむしろ合理化をするという意味で、児童、學級、學校という三本柱になつておりましたのを、實際の學校の規模に即應するような算定基準で参りたい。その考え方は、どれだけの教員がいるかというふうな算定基準の問題でこの問題を解決したい、かように考えまして、地財委の方で單位費用で計算された總額が八百六十億になつておりますので、その八百六十億の範圍内で算定基準をかえて、地方の實際に即するやうな意味で特例を出したのであります。もちろん基準の引上げは望ましいのでございますけれども、いろいろと財政との関連もございまして、二十七年度は調整をはかつたのであります。

○床次委員 平衡交付金法の建前から申しますと、教育に關して、文部省あるいは國家において必要と認めざるものには對しましては、法律または政令によつて大體の基準をこしらへる。それからその必要な施設内容を實施する

に對して、どの程度の増額を希望しておられるか。何か具體的な数字を持つておられますか。この法案の第十二条に具體的な数字があつておられますが、これに對しましてどの程度の費用の引上げを希望しておられますか。材料があれば御説明いただきたいと思ひます。

○内藤説明員 ただいま局長から基準の引上げということを申されたのです、この平衡交付金法の算定基準をむしろ合理化をするという意味で、児童、學級、學校という三本柱になつておりましたのを、實際の學校の規模に即應するような算定基準で参りたい。その考え方は、どれだけの教員がいるかというふうな算定基準の問題でこの問題を解決したい、かように考えまして、地財委の方で單位費用で計算された總額が八百六十億になつておりますので、その八百六十億の範圍内で算定基準をかえて、地方の實際に即するやうな意味で特例を出したのであります。もちろん基準の引上げは望ましいのでございますけれども、いろいろと財政との関連もございまして、二十七年度は調整をはかつたのであります。

○床次委員 平衡交付金法の建前から申しますと、教育に關して、文部省あるいは國家において必要と認めざるものには對しましては、法律または政令によつて大體の基準をこしらへる。それからその必要な施設内容を實施する

に對して、どの程度の増額を希望しておられるか。何か具體的な数字を持つておられますか。この法案の第十二条に具體的な数字があつておられますが、これに對しましてどの程度の費用の引上げを希望しておられますか。材料があれば御説明いただきたいと思ひます。

○内藤説明員 ただいま局長から基準の引上げということを申されたのです、この平衡交付金法の算定基準をむしろ合理化をするという意味で、児童、學級、學校という三本柱になつておりましたのを、實際の學校の規模に即應するような算定基準で参りたい。その考え方は、どれだけの教員がいるかというふうな算定基準の問題でこの問題を解決したい、かように考えまして、地財委の方で單位費用で計算された總額が八百六十億になつておりますので、その八百六十億の範圍内で算定基準をかえて、地方の實際に即するやうな意味で特例を出したのであります。もちろん基準の引上げは望ましいのでございますけれども、いろいろと財政との関連もございまして、二十七年度は調整をはかつたのであります。

○床次委員 平衡交付金法の建前から申しますと、教育に關して、文部省あるいは國家において必要と認めざるものには對しましては、法律または政令によつて大體の基準をこしらへる。それからその必要な施設内容を實施する

に對して、どの程度の増額を希望しておられるか。何か具體的な数字を持つておられますか。この法案の第十二条に具體的な数字があつておられますが、これに對しましてどの程度の費用の引上げを希望しておられますか。材料があれば御説明いただきたいと思ひます。

○内藤説明員 ただいま局長から基準の引上げということを申されたのです、この平衡交付金法の算定基準をむしろ合理化をするという意味で、児童、學級、學校という三本柱になつておりましたのを、實際の學校の規模に即應するような算定基準で参りたい。その考え方は、どれだけの教員がいるかというふうな算定基準の問題でこの問題を解決したい、かように考えまして、地財委の方で單位費用で計算された總額が八百六十億になつておりますので、その八百六十億の範圍内で算定基準をかえて、地方の實際に即するやうな意味で特例を出したのであります。もちろん基準の引上げは望ましいのでございますけれども、いろいろと財政との関連もございまして、二十七年度は調整をはかつたのであります。

○床次委員 平衡交付金法の建前から申しますと、教育に關して、文部省あるいは國家において必要と認めざるものには對しましては、法律または政令によつて大體の基準をこしらへる。それからその必要な施設内容を實施する

に對して、どの程度の増額を希望しておられるか。何か具體的な数字を持つておられますか。この法案の第十二条に具體的な数字があつておられますが、これに對しましてどの程度の費用の引上げを希望しておられますか。材料があれば御説明いただきたいと思ひます。

○内藤説明員 ただいま局長から基準の引上げということを申されたのです、この平衡交付金法の算定基準をむしろ合理化をするという意味で、児童、學級、學校という三本柱になつておりましたのを、實際の學校の規模に即應するような算定基準で参りたい。その考え方は、どれだけの教員がいるかというふうな算定基準の問題でこの問題を解決したい、かように考えまして、地財委の方で單位費用で計算された總額が八百六十億になつておりますので、その八百六十億の範圍内で算定基準をかえて、地方の實際に即するやうな意味で特例を出したのであります。もちろん基準の引上げは望ましいのでございますけれども、いろいろと財政との関連もございまして、二十七年度は調整をはかつたのであります。

ために、所要な予算を計上する建前に
なつておまして、文部省関係と申し
ますか、教育側において所要の基準を
確立する必要があるのですが、今日ま
で基準がなかったために、測定単位あ
るいは単位費用の算出が非常に困難で
あつたことは事実だつたと思ひます。

今後新たに基準をつくられるのだと思
ひますが、今日提案されておられます
ところの負担法の中にあります基準は、
そういう意味において出しておられ
るのでしょうか。どうもちよつと見
ますると、やはりこれも一応予算額が
出るのであつて、内容が比較的乏
しいかのように思ひますが、これは施
設の内容そのものを今後規定して行く
ように考へておられるか。この点は地
方財政委員会との話し合いがどうなつて
いるか、伺いたいと思ひます。

○田中政府委員 お話のように、将来
基準を設定するつもりで私も用意を
進めておるわけでありま。

○床次委員 将来きめられまする基準
というものは、来年度からできること
になりますか。その大体的計画は今度
の案の中に多少盛り込まれておるとい
うか。

○田中政府委員 現在出ております法
案は、大體国の負担についての定めで
ありまして、それ／＼の学校について
の具体的な事項については、次年度の
問題にならうと思ひます。

○床次委員 この機会に地財委の方に
お尋ねしたいのでありますが、ただいま
お話をありましたような負担法案が提
案されますと、現在提案されておられ
ますところの平衡交付金の測定単位、
また単位費用に対するさらに修正さ
れども認められるものと思ひます。

ます。むしろ端的に、平衡交付金の
測定単位並びに単位費用をこの際修正
した方が早いのではないかと思ひます。
ありますが、これをどういうふうにお
扱ひになりますか。

○奥野政府委員 二十七年に關しま
す特例といひまして、地方財政平衡
交付金法で定められております基準財政
要額の計算方式とは違つた計算方式に
したいという考へ方があるようであり
ます。こういうふうな特定の行政につ
きまして、個々に違つた計算方式を採
用いたして参りますと、教育費につ
きましては文部省の系統で府県市町村
にわけて通産省の系統から府県市町村に予算の
わくをつくらせて行く、こういうふう
なことになるか、伺ひたいと思ひます。
で、もし計算方式がよくないのなら、
測定単位を改める等の方法をとるべき
であるというふうな床次さんの御意見
には、まづ同感であります。

○床次委員 もう一言お尋ねしたいの
ですが、今日各府県特に僻地の多いと
ころで、分教場その他を多数持つてお
る学校に對しまして、従来の配分基準
でありますと、かなり不公平があつた
ように聞いておるのであります。今
文部関係者において立案されておられ
ます測定単位あるいは単位費用等によ
りまして配分する場合は、そういう点
は実情に即するように考慮しておられ
るかどうか、伺ひたい。

○内藤説明員 ただいま出されてお
ります案によりますと、小さな学校、た
とえば、二十五人未満の学校は二十五
人として、一学級として計算をしてお
りますので、必ず一人の教員が配當で
きるような措置を講じておるのであり
ます。ですから二十五人未満ですと一
人、五十人未満ですと二人、百人未満
の場合は何人というふうな算定基準を
とつておられますので、僻地の学校、あ
るいは島嶼、山間部の学校が困らない
ように基準をきめておるのであります。

○床次委員 今文部省において研究し
ておられるところの方式によつて配分
いたしました場合、なお実情と差がで
きておるかどうか。希望するところの
教育水準にはあるいは達しないかもし
れないが、現実の問題として、赤
字を生ずるかどうかという点を、多少
疑問に思ふのであります。現在与えら
れたところの平衡交付金の繰わくの中
の教育費のわくの中において、大體本
年度処理するようなお考へようであ
ります。が、現実の市町村の教育費所要
額との間におきましては、赤字を出さ
ずに済むお考へかどうか、伺ひたい。

○内藤説明員 この点につきまして
は、市町村の経費ではございません。
教職員の給与等は都道府県の経費でござ
いまして、都道府県に配分になります
ので、なるべく各都道府県の実情に
沿うような方針をとつておりますから、
各府県とも非常な赤字になるようなこ
とはなく、今よりは少くとも合理化さ
れると思ひます。

なりましますのは、今回のような非常に物
価の暴動その他があります場合、そう
いうことが十分考慮されて、この測定
単位が出されておるかどうかというこ
とに、実は疑問があるわけでありま
す。政府から出されております新旧の
状態を見て参りましても、たとえば費
用の測定単位の単価を上げておられま
すものはきつめておらずかでありまして、
実情に沿つていない面がたゞさんある
のを私と思ひます。政府から出されたも
のをずつと見て参りますと、約一割な
いし二割ぐらいのものが、二十六年
よりも二十七年の方が測定単位がふ
えておるように見受けられるのであり
ますが、実際の物価指数は、御存じの
ように、昭和二十五年あるいは二十六
年の物価指数よりも大きく、これをは
るかに越えておると私は思ふ。従つて
二十六年から一割ないし二割五分ぐ
らいのものを増額して、ここに測定単
位として盛り込まれて行くことになる
と、それだけ地方財政はきつてくつ
になりますし、私は考へるのである
が、はつきり調査された数字が判然と
出ていないのであります。たとえば東
京の卸売物価を中心にしておられる
か、あるいはそのほかの何かの資料で
お出しになつておられるか、一体この資
料は安本から出ておる資料であるのか、
通産省から出ておる資料であるのか、
これには實際の問題として、そうい
う内訳はほとんど書いてない。私が聞
いておられますのは、具体的なさうい
う修繕するにいたしまして、一体セ
メントはどれだけ上つておられるのか、材
木はどれだけ上つておられるのかとい
うものが、具体的に出来なければ

は、お手元に相当厚い二百ページく
らいの資料を差上げておるわけであり
ます。この程度で単位費用を定めて行
きました場合には、理想からいへばき
りがないのでありますけれども、まず
地方団体としても、総合的に円滑な行
政が営んで行けるんじやないか、やり
方には相当のくふうを要しますけれど
も、むしろやつて行かねばならないじ
やないかというふうな考へ方を持つて
おるわけでありま。

○門司委員 なるほどここにたくさん
の資料をもちつておられますが、これに
は遺憾ながら物価の指数というものが
出ていないのであります。たとえば東
京の卸売物価を中心にしておられる
か、あるいはそのほかの何かの資料で
お出しになつておられるか、一体この資
料は安本から出ておる資料であるのか、
通産省から出ておる資料であるのか、
これには實際の問題として、そうい
う内訳はほとんど書いてない。私が聞
いておられますのは、具体的なさうい
う修繕するにいたしまして、一体セ
メントはどれだけ上つておられるのか、材
木はどれだけ上つておられるのかとい
うものが、具体的に出来なければ

ば、ほんとうの数字は出て来ないはずである。ただ行政上のここに書いてあるようなことだけでは、われわれもなかなかの込み込みが悪いのでありまして、今のお話のように、二百ページのものがあつたけれども、これにも物価指数の単位というものは、ほとんど書いてない。私のおよそ算定いたしましたこの費目はすべてこれに当てはまるのでありまして、たとえば人件費が二十六年からどのくらい上つてゐるか、あるいはさつき申し上げましたような個々の物価が一体どのくらい上つてゐるかということが、行政を行つて費用の算定の基礎になるべきであつて、私はその数字を実は聞いてゐるのであります。どこから一体数字を出してゐるのかということでありまして、私にここに資料を持つて来ておりましたが、私の調査をいたしました範囲では、たとえば東京を中心とする東京卸売物価の指数を考へて参りますと、二十六年の平均価格と二十七年に入りまして一、二月というふうなものとは相当違つてゐるのではないかと、すなわち二十六年の十二月が二十七年の一月になつて参ります場合には、相当大きな開きを持つて来ておるのではないかと、これを一年ごとに繰合いたして参りますと、たとえば二十五年、二十六年の平均物価、さらに二十六年を一年通過いたしまして二十七年の一、二月の物価指数というものは大体四割くらいは上つてゐるはずであります。従つてこういうものは会計年度でなくして、やはり暦年の年度における物価指数というものが、中心にならなければならぬ。こういうふうな考へ

て参りますと、ここに一割五分あるは一割二分の上昇率では町村が非常に困りはしないか、去年よりはこの率は、配付されれば多少ふえるかもしれないが、そうも行かないのではないかと、もう一つは平衡交付金との関係であります。昨年度の平衡交付金と今年の平衡交付金とは総額においてほとんどふえておりません。幾らも違ひない。こういうことを考へて参りますと、これにふやしてあるだけのものが、ほんとうに地方に配付できるのかどうか、こういう点も実は疑わしいのでありまして、測定単位がどのくらい上つてゐないかということになりますと、去年の総予算でありました地方の配付税と、今年の当初予算における地方の配付税との間に、数字的の食い違ひが出て来るというふうなことでありまして、これは考へなければならぬ。従つてもう一応物価の指数は何を基礎とされてこれだけの上昇を見られてゐるのか、おわかりでしたらひとつお答え願ひたいと思ひます。

〇奥野政府委員 昭和二十七年の地方財政計画を定めますにあたりましては、職員給与については国家公務員に準じておられまして、同じ程度の給与改訂が行われるものとして、財政需要額を見込んでおるわけでありまして、また公共事業につきましては、国の予算額を基礎にいたしまして、地方団体の必要額を計算しておるわけでありまして、こういうふうな基礎のないものにつきましては、地方団体の経費の内容を分析いたしまして、人夫費であるとかいふような給与に準じます経費が何パーセントを占めておるか、旅費は何パーセントを占めておるか、また一般物価の影響を受ける経費が何パーセントを占めておるか、また通信運搬費の系統のものが、全体の中で何パーセントを占めてゐるかというふうなことを調べ、それらに必要の騰貴率を乗じて、必要な財政需要額を算定いたしておるわけでありまして、その中で給与費に属しますものにつきましては、三割八分五厘の増、旅費につきましては六厘の増、一般物価の影響を受ける経費については三割二分の増、通信運搬費につきましては三割五分の増加を見ておるわけでありまして、その中で一般物価の影響を受ける経費につきましては、日本銀行で調べております昭和二十五年の平均小売物価指数と、昭和二十六年におきます四月から八月までの平均、これとの割合をとつてみただけでありまして、それがちょうど三割二分の増加になつておるわけでありまして、この指数を使つて地方財政計画を定めたわけでありまして、各行政項目ごとの測定単位当りの単位費をきめまするにあたりましては、これは違ひないとして、機一に幾らかかるのだというふうな式の計算に具体的な金額を用いて算定いたして参つたわけでありまして、

うふうな意見もいろいろあるわけでありまして、けれども、この地方税制によりまして、昨年度二千五百十億円と予想いたしておりました収入が二千九百二十四億円、四百十数億円の増収が得られる、そういういたしますならば平衡交付金はさほど増加を必要としないというふうな考へ方に立つておるわけでありまして、

〇門司委員 今のお話であります、私の聞いておりますのは、今奥野君も言つたように大体卸売物価というものは、東京を基準にして考へると三割ぐらゐ上つておるはずで、二十五年の平均とは確かに四割上つておること間違いないのです。ところがこの算定の基礎になつておるものは、さつきもお話のように一割二分か五分しか上つておらぬ。市町村が仕事をすることにしまして、生活必需品というものが、これに割合關係をいたす面が少いのでありますから、必ずしも私は生活必需品が三割上つてゐるから、この測定単位をそれだけ上げなければならぬというところにはならないと思ひますが、しかしその上り方というものは非常に少いのです。この点については私は今までの答弁では実は納得が行かない。これでありまして、地方の自治体は非常に迷惑をすると思ひます。それから同時に、ただいまの最後の答弁であります、税収の見積りが四百幾らよけにあつたから、結局平衡交付金を少くしてもいいというふうなことは、私は聞き捨てにならないというよりも、むしろ困つた問題だと思ひます。税収は増収があると私が言うことは、予算を編成する場合に、増収がこのくらいあつたから、今年の平衡交付金は

少くてもいいという理由には私はならないと思ひます。平衡交付金の算定の基礎というものは、御存じのように今日一つのわくができておつて、そうして必ずしも徴税との關係は、むしろ全然關係がないとは言へませんが、しかしそのためにこしらへた財政需要額の基準の測定単位というものが重要であつて、この測定単位から割出した本年度の交付金であるのかないのかということ、これがさつきから私は問題になると思つたのであります。今年の千二百五十億という数字はこの測定単位から割出した数字に大体合つてゐるかどうか、この点をもう一応御答弁願つておきたいと思ひます。

〇奥野政府委員 御承知のように単位費用は今法定するわけでありまして、それまでは地方財政委員会規則できめておつたわけでありまして、従いまして昭和二十七年の地方財政平衡交付金の金額を計算いたします際には、地方財政計画というものを定めまして、それで最後に地方税、地方債等の額からいたしまして、地方財政平衡交付金の額がどのくらいあつたならばよろしいかというふうなところから定めてやつて参つたのであります。しかしながら単位費用を今いろいろと計算いたしました結果、単位費用の面から考へましても、地方財政平衡交付金は大体この程度でよろしいのだというふうな結論になつて参つておるわけでありまして、しかしながら御指摘になつておりますように、今後経済界がどう動いて行くかということによりまして、二千九百二十四億円の税収にも多少の増減を生ずることも考えられますし、また歳出の面につきましても将来

若干の増減を要する面が出て来るかも知れませんが、その際にはもとよりそれに適合した方法がとられなければならないと考えておるわけであり、そういう意味合いをもちまして、場合によつては単位費用を地方財政委員会規則で定める。しかしながらもとよりそれにつきましても、その後開かれる国会に法律改正案として提出するという地方財政平衡交付金法の改正案になつてゐるわけであり、

○門司委員 今の答弁であります、

それなら私はつきり聞いておきたいと思ひます。地財委が出してあります地方財政の赤字は、一体あの数字が正しいのであるかどうか。地財委は、今年の千二百五十億の地方財政平衡交付金では少いというのをしばしば言つてゐると思う。今の奥野君の答弁のよう、大体この数字と合つておるのだというところになれば、一体地財委の意見はどこにあるか。私はこの点がおかしなところがある。地方財政が非常な困つてゐる、それが事実であるとするならば、その地方財政の八十億を基準にしてやつておきます以上は、当然昨年よりも、実際の運用の面におきましては、地方財政平衡交付金の占める率がふえて来なければならない。にもかかわらず、地方財政が赤字だ、と言ひながら、この平衡交付金の額が大体この測定単位と合つておるのだというところになれば、地財委の言つておられます地方財政が赤字だという理由は、われわれにはわからなくなつて来る。それならもう少しこの点をつきりしておいていただきたい。と言ひますのは、今の法律の説明はその通りであるし、またそうでなければならぬと思ひますが、一応

法律になつてこつていう測定単位が出て来た以上は、これと、さつきから何度も申し上げておきますように、地方財政平衡交付金とが、数字的に合つてゐることをだけをしらへられておるとするならば、地方財政平衡交付金を中心として逆算した一つのものの考え方、で、実情に沿つたものではなく、数字のつじつまだけを合せたものであると思ひます。地財委はしばしば平衡交付金をふやしてもらわなければならぬと言つて来ている。

〔委員長退席 野村委員長代理清席〕

もしこの測定単位が正しいものであつて、平衡交付金と同じであるということになれば、地財委は、自分みづからの算定したものに間違いがあつたというところを暴露しておることになり、す。私はその点がおかしいと思ひます。従つて地財委の言つておられますこの地方財政の赤字というものは、一体あるのかないのか。この測定単位でやれば、ほとんど物価に變動がない限りは、地方財政平衡交付金をふやさないでもよいという地財委の意見であるかどうか。

○奥野政府委員 昭和二十五年と昭和二十六年の地方財政に関する限りにおきましては、地方財政委員会の見解と内閣の見解は不幸にして食い違つて参りました。しかしながら昭和二十七年の地方財政計画につきましても、幸ひにして両者の意見は合致しておるわけであり、これでやらなければならぬというやうな考え方をもちつてゐるわけであり、しかしながら二十五年、二十六年に引き続きつては、現実に地方の財源が足らなかつ

たと、地方財政委員会では考へておりますし、またさういふやうな点を建て直したいというやうな意味合いから、さらに八十億だけ赤字融資的な地方債が承認されたことも御承知の通りだと思ひます。さういふやうな措置によりまして、赤字を生じておられます団体の赤字の額というものは、かなり緩和されて来たのではないだろうかといふやうに考へておるのでありまして、昭和二十七年、現在考へておられます地方財政計画をもつてすれば、現に赤字を生じておられます地方団体の赤字も、漸次解消して行けるものではないかといふやうに期待しておるわけであり

○門司委員 端的に言ひますと、ことしの地方財政計画について、地財委から野村さんの意見が、しばしばわれわれの手に出て来ておられますが、要約して、今の奥野君の答弁をそのまゝ受けるということになれば、大体平衡交付金だけで、起債もすべてふやさないでよいという結論になると解釈してよろしいやうに思ひますか。

○奥野政府委員 二十七年に關する限りは、現在の措置でよろしいと思ひております。

○門司委員 これは非常に重大な問題だと思ひますが、それなら一体今までの国の予算を編成するときに、いかに地財委の意見というものが出て来て、さうして起債をふやしてもらいたいとか、あるいは平衡交付金を増額してもらいたいといふやうなことは、まづたゞ今になつて考へれば、間違つておつたといふやうに解釈してよろしいやうに思ひますか。

たように、二十六年度につきましては、新たに八十億程度地方債のわくが広げられたわけであり、従いましてこつていふ措置を通じて、今後地方団体の財政緊縮の努力とも見合つて建直しが行われて行くだろうといふやうに期待いたしておられます。たゞ昭和二十七年の地方財政の問題につきましても、今後起る問題がいろいろあるわけでありまして、さういふ結果、あるいは地方財政がより以上に、さういふことを言うのは少し言い過ぎかもしれないが、わが国の経済界の動きいかんによつては案になることも考へられるわけであり、さういふこともさういふに憂へられてゐる点もあるわけであり、何分財政は動いておるものでありますので、さういふ点からなう将来措置を要する点が出て来るだろうと思ひますけれども、現在は地方財政委員会といたしまして、この財源措置をもちまして、地方団体が健全な財政を運営できるように努力して行かなければならぬといふやうに考へておるわけであり、もとより国におきましては、補助金あるいは負担金の配分にあつて、もつと重点的にやります、千億円も二千万円もかかるものに数十万円の補助金をくつつけ、それらの事業をやらせるといふやうなやり方も改めてもらわなければならぬと思ひ、地方団体は歳入と見合つて事業計画を執行して行くといふやうにやつて行かなければならぬ。さういふやうに努力すべき問題はたくさんあるといふことは、私どもも御意見と同じやうに考へておるわけであり

○門司委員 それではもう一つ聞いておきたいと思ひますが、二十六年度の予算といひますか、歳入、歳入は別といたしまして、二十七年の地財委が出して参りました資料に基きますと、歳入の総額の見積りは七千六百億であつて、歳入総額の見積りは六千八百六十億といふ数字が一応出ておられます。さうして大体二百億の財政不足額といふものが実は出ておるのであります。この二百億といふものは、その当時間違つておつたと解釈してよろしいやうに思ひますか。

○奥野政府委員 ちよつとお話の歳入の關係がよくわからないのでありますけれども、歳入もやはり七千億余りあるといふやうに考へておるわけであり、さういふことはお持ちになつております。あるいは地方税制の面において附加価値税を実施するときに、つづつておつた資料ではないかと思ひますが、その後現行事業を踏襲するということになり、また地方債の面におきましても増額が決定されたので、バランスは合つてゐると思ひます。

○門司委員 私が聞いておりますのは、最後に出て来るものとしては、おそろくバランスの合つたやうに逆算されてゐると思ひます。われわれが見て参りましたも、ただ政府は数字のつじつまを合せて逆算してものを考へておる、ことに、私は大きな間違ひがあると思ひ、ことにこの平衡交付金法の一部改正の問題は、測定単位を定める問題であり、測定単位を定めるその点をさつきから申し上げておるわけであり、わづかに一割二分あるは一割五分程度の測定単位の上

において、いろいろ数字が示しますように、義務教育費自体が地方の財政においてはなほ重要な地位を占めております関係から、非常に困難をいたしておりますので、現状のまま放任するわけに参らない事情だと私も考えております。そこでいかにすべきかということになりますので、根本的な考え方とあわせて実情を見る場合に、別に国が保障をする。その方法として国庫負担法を制定することが必要であろう。なおそのことはかつて標準義務教育費等について御批判を受けましたような意味において、地方を束縛するものでな

決してございせんので、かような制度はぜひ必要ではないか、こういう教育的な立場に立つて、これに一応同意しようかと考えておるわけなのでございます。

○大泉委員　義務教育の問題は、義務という言葉にとらわれて、とかくまぎらわしい問題が起つて来ると思うのです。義務教育を受ける方と受けさせる方と、いろいろ立場によつて違つて来ます。まじょうけれど、税の負担のような義務ならば、これははつきりわかる、あるいは昔の徴兵制度のような義務なりました。これは当人が負うということですが、教育に関する限りは、どうも国が義務を負う、あるいはまた教育を受ける者は負わなければならぬけれども、各個人々々の利益のために義務づけられておる、あるいは国家が國民をつつばに教育する一つの義務を負わされておる。各個人々々がこれを忌避することはあり得ない私は考えます。だからお互ひにこの義務という觀念は、だれでも地方団体に於いても、あるいは

個人においても、あるいは扶養するところの父兄においても、みんなこれはその立場において負わなければならぬ。そこでこの財政上の問題からいって、そのよるべきところは義務教育を受けるところの子弟あるいは父兄に対して最も接近したところの地方自治体の団体生活の上からいって、受ける方の立場にあるものが財政上の負担を責任を持つて負うということが私は一番妥当だと思う。国が受ける国民に直結するということは、むしろ私はあまりにもしやくし定規にとらわれた一つの義務観念じやないかと思う。あくまでもこれは地方自治体の総体の義務として、あるいは受ける個人の個人あるいは父兄に対して、私は連帯性を持たすべきものだと思う。そういう立場からいけば、これは当然財政上平衡交付金で行くべきだ。そうして地方財政において、みずからの責任において義務教育を完遂することが必要だと思ふ。こういうふうな私に考へておる。この法案に対して、私と同じ自由党の立場を代表して出された提案者の趣旨でありまして、よくけれども、もう一ぺん文部省の側の意見を聞いて、なおそれにつけ加えて地財委の方から御意見を承りたい。

○田中政府委員 この義務教育の問題は憲法の条文を引くまでもなく、これは国民の義務とされておきまして、すでに日本におきましては昔から三大義務と言われております。すなわち徴兵、納税、義務教育というものが昔は三大義務として、われわれのよく教えられたものでございまして、この教育、ことに義務教育については、特別に国家としても相当深い関連を持つた義務

でございまして、そういうたような意味において、他のもの／＼の事柄とはおのずから違つて、私も考へておるのでございまして。現在においては昔以上に義務教育の重要性は増しておると考へておるのでございまして。さう考へておるのからいまして、現実なことに困つておる教育の窮状に對しまして、ここに新たな制度をこの法案において考へておるようなわけでありま

○大泉委員 今国内には相当義務教育を受けていない例外的な人があります。が、こういう義務を怠つた人に対して、何か制裁を加へられたとか、あるいは制裁を受けたとかいう資料がありますか。これは参考のために聞いておきたい。

○田中政府委員 教育上の問題についてはきつめて倫理的な規定をもつて望んでおるのでございまして、その義務を怠つたがために、これに制裁をするというふうなことに對しては私もその実例は承知をいたしておきません。

○大泉委員 それでは地財委の方から……

○奥野政府委員 地方財政委員会としてたゞいまお述べになりました御意見に對しまして申し上げてみたいと思ひます。

一つは憲法上の義務であるということとを非常に強調されております。しかばそれをどう具現するののかというふうな御意見をまだ承つていないのであります。推し進めて行くならば、小学校も中学校も全部国立小学校、中学校にすべきだという意見になるのじやないだろうかと思ひます。

第二に、現在地方団体にまかせておいたんでは、義務教育の水準が維持されないというふうな考へられるのではないかと思ひます。それとも、さうすれば一体義務教育費の額というものを、ふやそうと考へられておるかどうかという問題であります。もし現在財政事情を増そうといたすならば、やはり国民の租税負担を増さなければなら

ないんだ、これを根本的に考へていただかなければならぬのであります。何かあの制度ができれば、ただちにPTAの負担が軽減されるというふうなことが、宣伝されておるようでありま

す。けれども、PTAの負担を租税負担に切りかへない以上は、PTAの形

であります。しかもまたPTAの負担の性質というものは、なお検討する余地があるのであります。それは私はさしおきたいと思ひます。ただ昭和九年ないし昭和十一年における国民所得に對する租税負担の割合というものは一三・九％程度でありましたものが、現在におきましては二〇％に達している。しかも国民一人当りの実質所得は低下しているこの事実だけは強く申し上げておきたいのであります。しかもまた終戦後地方行政、地方財政は非常に混乱したて参りました。さらにそれらの原因がどこにあつたかと言

いますと、いろいろ問題がございまして、たけれども、一番大きな原因の一つとして、やはり教育制度の改革というものが、地方財政事情を非常に大きくしたということが言えると思ひるのであります。しかもまた市町村にありましては、新制中学の建設は国と地方が折半して負担するということになつており

まして、文部省が二分の一の国庫負担の運用をしていただいたわけでありま

す。けれども、その二分の一の中には職員室は入つていない、廊下は入つていない、机やイスあるいは黒板は入つていないということがあつたようござい

ます。現在そうなつておると思ひます。しかもまた土地の購入費も入つておりません。そこに非常に問題があつたわけでありまして。それじやそれで足りたかと言いますと、やはり地方団体は必要経費というものを調達しなければならぬわけだつたのであります。幸いに今日新教育制度がようやく安定しようとしておりますことは、非常にけつこうでありますけれども、さらに今自由党から出されておる案を見ますと、やはり義務教育費をさらに増額したいという考へがあるようでありま

す。たとえば職員につきましても相当数の増加が見込まれておるといことが言えると思ひるのであります。

第三に問題になりますのは、終戦後のわが国の政治行政の運営の目標といふものは、国民の考へ方に基づいて政治行政を運営して行く、民主政治を打立てて行くことであるところにあつたように思ひます。そういういたし

や会計検査院が、負担金を支出する以上は特定の仕事に経費が与えられなければならないので、そのように使われておるかという検査を行います。あるいはまた負担金をめぐって陳情等もございまして、非常に事務費を食うて行くものでございませう。これは個々の負担金制度について十分考えられる点であります。私は民主政治をやつて行くといひますならば、国会闘争をやつてもいい、法律でいろいろの基準をおきめになればよろしいのじやないか、何も政府官僚に補助金、負担金を運営させる必要はないというふうな考え方を強く持つてゐるものであります。

○田中政府委員 先ほど御質問になりました点に対するお答えで、ちよつと私申し落しましたので、もう一度つけ加えて申し上げます、そんなに国が重要視する事務ならば国が直接やつたらいじやないか、しかし教育、義務教育等についてはむしろ地方にまかした方がいいじやないかというお話でございまして、私もその両面を考慮して、義務教育については特にその予備費等について、国と地方とが半分ずつ負担をするのが大よそ適當ではないか、そういう意味において考えているわけでございます。なおこの義務教育費国庫負担法等について、私も是非常に熱心にこれを考えておりますのは、特に講和後の事態をいへば、考えてみます場合に、教育、特に義務教育については十分国家的に考慮する必要がある、この際その基礎を確立する必要がある、かような観点からやつておるのでございまして、つけ加えて申し上げておきます。

○大泉委員 局長はちよつと私の話を聞き進んでおられるように思ひます。私はそれほど重要なものならば国が直接やつたらいじやないかという事は言つてないのです。これは国がやるよりも地方公共団体に一切をあけて、その教育を受ける個人をひつくるめてまかした方がいいというのであります。私の言葉が不當であつたかも知れないが、とにかく私はそう言つたのです。そこでどうも局長は国あるいは政府というふうなことを考えておられますが、民主政治の行われてゐる今日、国の意思は国民の意思であり、その国民の意思がやはり国という大きな組織のもとに集約されてゐる。そこで義務教育をするのに直接に響く地方自治体が出せば、一番責任の義務を果すのに適當ではないか、こういう観点から、地方公共団体が同じ一つの国庫の財政上の負担金を預かるならば、やはり平衡交付金も国庫負担と同じではないか、そこで責任を負う地方自治体が一審国民と密接な関係があるし、財政上の責任も負う、こういう見地から私は申し上げたのであります、国が直接申上げたものであります、国が直接申上げたことは言つておりません。

○野村委員 立花君。立花委員 文部省にお聞きしておきたいのであります、この問題で地方財政委員会との間に、非常に大きな意見の対立があるというふうな聞いておるのですが、その問題は完全に解消されておるかどうか、これをお聞きしたい。

○田中政府委員 この問題は、文部省といひましては、かつての地方義務教育費以来非常に関心を持つて、今まで努力して参つたのであります、こ

とに国庫負担法の問題におきましては、昨年末以来いろいろ努力いたしまして、関係官庁方面とも十分連絡をとつて、これを進めたいと考えておつたのでございませう、十分なお話し合いができて得せんうちに自由党において取上げて、現在のように文部委員会に提案された、かような実情でございませう。

○立花委員 そうするとたゞいま議員提出として提案されております義務教育費国庫負担法については、政府内部で文部省の方と地財委の方との意見が十分調整されない間に自由党が出した、従つてこの案については両方とも不満があるということなのかどうか、これを承りたい。

○田中政府委員 大体たゞいまお話の通りでございませう、ただ自由党の政務調査会においては自治府あるいは大蔵省、文部省等をそれぞれ招いて、意見等もお聞きになつておりますので、その内容等についてはどんな意見の差異がありますかなどは、私も承知いたしております。

○立花委員 低いとおつしやられますのは額の問題でしようが、財源の措置の問題とか、あるいは義務教育に関する指導権と申しますか、管轄権と申しますか、そういう問題についてはどういふふうにお考えになつておりますか。

○田中政府委員 それらの点については、本案によりまして二十八年度以降において措置することになつておりますので、これは今後の折衝の問題だと考えております。

○立花委員 この法案で大きな問題になつておりますのは、教育について地方に対して中央集権的な指揮権を持つか。あるいは地方の自治にまかすかというところが大きな問題なんで、さういふ点から地方財政委員会からも意見の開陳があつたのであります。そういう点でどうかということですが、

第一が財政の問題です。財政の問題で義務教育を無償とするという憲法の原則を貫きますために、こういう法案をお出しになつて確保されようという積極的な意思はわかりませんが、その財源の見通しについて具体的なものを保持になつておられない。その点がやはり法案を非常に弱いものにしてゐるのではないかと申すのですが、ひとつ具体的な意見をお聞かせ願ひたいのです。特にこの法案をお出しになつておりますが、財源措置としては何らなくて、やはり平衡交付金のわく内操作でしかないというところは致命的だと思ひますが、二十八年度以降について、具体的などれだけの財源を要求し、その財源をどこから捻出するかということについて、はつきりした見解が承れないと、こういう一般的なものでは私どもは反対も賛成もできないわけなんです。その点でどれだけの具体的な御意見を持つておられるか。さいぜんのあなたの御説明の中には、地方税の増徴というふうな言葉も出て参りました

が、税金を増加されて参りました

とをやつていただくのでは、むしろ地方財政委員会の意見の方がいいのではないかというふうにも私は考えますし、とにかく出されました案についての財政的な積極的な意図はわかりますが、具体的なものがはつきりいたしませんので、私も判断に困るわけですが、これをどういうふうにお考えになつてゐるか。二十八年度について具体的にひとつ数字をあげていただきたいと思うのです。あるいは二十七年年度につきましても補正予算等の要求がありますので、二十七年年度でも必ずしも今のままでいいとは思言えないと思うのですが、二十七年年度についても当然私はこの趣旨に従つて適當なる財源措置をすべきだと思うのですが、そういう用意があるのかどうか。二十七年年度は全然わく内操作で、ほかかぶりで落さされようとしておるのか。この点をひとつ承りたい。

それから財政の問題は以上ですが、行政の問題についてもさいぜん御質問いたしました。地方財政委員会の地方、地方自治庁の方では地方自治を尊重いたしました。地方の自治の中に特定の行政のわくをつくることは反対だと言つておるのです。この法案ではそういう危険性が多分にあるわけでありまして、しかもそれをあえてやはりなさうとするわけなんです。それからさういふことをこの地方自治庁、地方財政委員会の反対を押し切つてまで強行して、中央で一定のわくをはめて行こうとなさる。その裏づけとしての根拠があるか。具体的に現在の地方行政のわく内では義務教育が確保されないという例証と申しますか、現在の地方自治行政の具体的な欠陥、これを示

していただきたいと思うのです。現在の義務教育がまったく不備である、父兄に多数の負担をかけ、児童に多大の迷惑をかけておるといふことは疑う余地のないことなので、それが現在の地方自治行政の中では、完全に克服することができない。現在の地方行政における教育行政では、それが補えないという具体的な例証をひとつおあげ願いたい。

○田中政府委員 第一点でございますが、もうすでに二十七年度的においては、予算の確定をいたしております実情ではございますし、十応現在の平衡交付金の中において操作することになつておるわけでございます。

な。お二十八年度以降については、税法の改正等と密接な関連を持たなければなりませんので、それらの点についてはいかなる措置になりますか、それまで待ちませんと、ただいまでは私どもも見通しをつけかねるわけでございます。配分の問題については、この法案の第二条ないし第五条においていろいろの規定しておりますので、それらによつて措置をして行きたいと考えておりますのでございます。義務教育を大いに国家的に考えてこれを強化するという点でございますが、たとえばこの案によります教材費、これらは大体御趣旨に沿つたような意味において、その線を一歩進め得る内容であると考えて、ぜひとも実現されたならばと望んでおりますのでございます。

それから第二点の御質問でございますが、統計をとつてみますと都道府県の一般財源に対して――義務教育費は大体都道府県の給与費でございますが、一般財源に対してはそれが

四五%、地方税の収入に對します場合に七五%の重きを占めておるのでございます。二十四年度からどういふふうにそれがなつて来たかと見ますと、二十四年度におきましては、給与費の全体に對する割合が六五・七%、これがだん／＼ふえまして二十七年に於いて七五・五%、一般財源に對します場合でありますと二十四年度が三五・八%、それが二十七年に於いては四四%を予想されるのでございます。これに對する国庫補償を見ます場合に、二十年度に於いては六五・九%でありましたものが、二十七年に於いては四八・八%と五割以下に低下することが予想されるのでございます。教育費そのものはふえますのに、逆に現在の制度に於いては国庫の補償率は非常に低下しておる。このために地方の財政、従つて教育費自体に非常に困難を來しておりまして、その間P.T.Aの寄付等がなな／＼なくてはならない現状でございます。学校の維持運営費のうち三分の一は、父兄の寄付を仰いでおる次第なのでございします。かようなことでございますので、私もいろいろ理由はございまして、別に新たな制度を設け、しかもそういうことはすべてなるべく最大限度、国会で定められた法律によつて運営して行く。その間専擅のないように十分民主的な運営をしておるような次第でございます。

○立花委員　今御説明の中で、現在でも父兄の寄付に仰いでおるのが、学校の維持運営費の三分の一だということを言われたのですが、そういうことが、なぜひつきりわかつておりながら、なぜ二十七年度においてそれを改めようとするのか。

なさらないのですか。二十七年度は予算がきまつたからという御説明があり

ましたが、補正予算の方法もありますし、せつかくこの法案をお出しになるのならば、なぜそういう措置をおとりにならないか、特に不審にたえませんのは、二十八年度の具体的な予算の措置を聞きますと、はつきりした数字の説明がなかつたわけなんです、こういうふうな維持運営費のうち、三分の一を寄付に仰いでおるということをはつきりおつしやりながら、二十八年度には、少くとも見通しとしてはこれくらいの要求をするのだということをこれくぜお出しにならないのか。私はそれは、はい、単に名目上、なわ張り上のことはおやめになつて、これだけは絶対に現在の教育を改善するのに必要なんだ。憲法で保障しておる義務教育の保障、あるいは人民の基本的権利である教育の機会均等、これを貫くためにはどうしてもこれだけの金がいるのだという具体的なものをお出しにならないと、せつかくお出しになつた法に魂が入らなくなつて、い、具体性がないと思うのですが、その点をどういうふうに数字上お考えになつておるか。これはこの案をお出しになつた、あるいはこの案と同じような義務教育費の国庫負担を考へておられる文部省としては、ほんとうに誠意をもつておられるかどうかの判断の基準になると思うのでありますから、具体

的にひとつお示し願いたいと思います。

○内藤説明員　ただいまの二十八年年度の見通しについてですが、従来教員の給与費は都道府県の負担になつておりまして、昭和二十四年度までは義務教育費国庫負担法で半額を負担しておつたのでございます。そこで平衡交付金になりましてからも、従来の算定は、小学校五十分の一・五、中学校五十分の一・八、結核教員として教員総数の一・三三％を見込んでおつたのであります。その算定基準がそのまま平衡交付金をとるときに、財政需要額の中に見込まれたのであります。そこでただいまの法案によりますと、従来の一・五、一・八という方式をそのままとしまして、さらに教員の結核の分といたしまして、最近結核が非常にふえておりますので、結核の率を二・四四六％に引上げたのでございます。ですからこの引上げに要する分は、当然新たな国庫負担の対象になるわけであります。

もう一つは事務職員の方であります。事務職員は教員総数に対して三分の一となつておりますが、現在府県が負担している職員数と若干開きがございまして、その分は当然新たな国庫負担の対象になると私どもは考えております。

それから市町村の経費は、維持運営費は市町村の経費であります。これは一応党の案によりますと、教材費だけに限定されまして、教材費は給与費の百分の十というふうになつております。給与費が大体一億近くかかりますので、これに対して百分の十といたしますと、百億程度は考えなければな

らぬ。その五十億の分が国庫負担の對象になるのだが、従来PTAの寄付金が、昭和二十四年度の調査により百六億のうち、教材費と認められる分が約四十七億、そのほか教員の旅費とあるいは校舎の分がございしますが、四十七億が教材費関係でございしますが、この教材費にPTAが寄付している教材費相当額というものは、新しい国庫負担の對象にしたい。ですから市町村の關係については、市町村税あるいは市町村の平衡交付金に關係なく、新たに四十七億なり五十億程度の国庫負担を要求する考えであります。

先ほど局長が、地方税法の改正と關連して、ご申しましたのは、これは配分の問題でございまして、予算の問題ではないのであります。配分をどうするか、裕福な府県と貧弱な府県あるいは市町村間にどう配分するか、二分の一ずつ必ず配分するという方法も考えられるわけでありまして、この点につきましては、地方税法の改正とも關連がございまして、後に法律で定める、こういう意味でございします。

それから二十七年年度の補正予算をどうするかというお話であります。二十七年年度については、この法案によりまして、給与費だけに限定されております。ですから市町村の方の経費には算定基準の特例がございせんので、二十七年年度の今後の補正予算の引上げでもございせんならば、市町村の教育費——これはただいまのところ平衡交付金の中で考慮されておりますが、その場合には、その市町村の教育費を上げていただくようお願いをして行きたいと思っております。

○立花委員 その財源的な措置ですが、四十七億の教材費に關する寄付金は、どういふ財源でまかなおうというお考えであるのか。地方税の増徴ということは言わなかつたとおつしやられますが、その点がはつきりしませんが、提案がはつきりしないと思つておる。その点をどうお考えになつておるか。

○内藤説明員 ちようど給与費の百分の十が教材費に相當するのですから、約百億であります。その百億の半分、五十億に相當する分を国庫が負担するようにしたい。だから財源は新しくつて来る、こういう考えであります。

○立花委員 そういたしますと、現在の教育費を含めまして平衡交付金と新しい負担金とは非常に大きな差が出て来るわけですが、そういうものの一般的な財源——御承知のように、国民の担税力は限界に来ておりますが、これがはたして可能性があるかどうかという問題について、どういふふうにお考えになつておるか。

○内藤説明員 この点について私どもも相當問題があると思つて、党の方で政調会長と大蔵大臣とである程度話し合ひを進められておりますので、もちろん国民の担税力には限界があるが、国の方の自然増収等もありまして、これは何らかの調整されることを私も強く期待しておるのであります。

○立花委員 自然増でまかなうということが、政府の考へておられる唯一の財源措置らしいのですが、そういうことでは非常に困るのじやないかと思つておる。自然増と申ししても、税金にかわりはありませんで、寄付金が多いから何とかしようといふのは、

名前をかえて税金でとられるだけで、これではこの案の進歩性は何にもないと思つておる。その点はどうかお考えになつておるか。自然増という名前を開きますと、何か余つた金のように考えられますが、国民のふところから出る税金には間違ひありませんし、その自然増自体が純粋には自然増ではなしに、水かけの自然増ということがはつきりしておりますので、この点が、表面は進歩的なこの案の本質に入つて見ますと、結局進歩的ではない。増税によつてそれをまかなうとしておることは明らかであるが、この点をもつと具体的にお考えになつておられないかどうか。日本の全予算から見まして、教育費の占めるパーセンテージは他の民主国家に比して非常に少いのです。特に二十七年年度から二十八年度にかけて、軍事予算は非常に増高することを見えすいておられますので、その中で自然増でまかなつて行くというようなり方は、決して進歩的な立案だとは言えないと思つておる。その点はどうかお考えになつておるか。

○内藤説明員 自然増と申しましたのは、自然増収等の方法もあるということとでございまして、これは大蔵大臣がどこからひねり出されるかということ、私どもとしては推測する余地はないのですが、ともかく国全体の財政の中で、義務教育の重要性をお考えいただきまして、ともかくひねり出していただきたいというのが希望であります。そこでただいまのようにPTAで出すというところは、私どもは反対でありまして、義務教育という大事な経費は公費で支弁するのが当然だ、公費で支弁しますならば、税金でまかなわれ

る以外には方法はないと思つておる。現在のようなPTAで裕福な者も貧しい者も同じような方式で一律に、まるで授業料のような形であるという行き方がむしろ反対なのであります。これがもつと合理的な方法で公費で支弁されるようにするのが望ましいと思つておる。ような次第であります。

○立花委員 合理的な方法と言われるのですが、なるほど今のPTAの寄付は子供供立かせでありまして、子供に寄付の用紙を画一的に渡しまして、一口五十円、百円ということとつておりますので、これは最も悪質な税金じやないかと思つておる。その点においては同じだと思つておる。しかしだからといって現在の日本の税制が合理的だということにはちつともならないと思つておる。逆に最近の税制は非常に改悪の方に行つております。地方税あたりでも六十以上の老人から新しくとるといふようなことを言つておられますので、決して税制自体が合理的じやないと思つておる。その税制でまかなつて行くという考え方は、やはり再考されなければいけないのじやないか。この点をやはり文部省としてははつきり決意をお持ちにならないと、結局国民の負担である点にはちつともかわりがないという結果になると思つておる。これは文部省の決意を促しておきたいと思つておる。やはり何と申しまして、再軍備費を削るといふところを持つて参りませんと、この法案の進歩性は出て参りませんで、その点をはつきりしていただきたいと思つておる。

それから義務教育だけ問題になつておりますが、日教組あたりでは教育費の国庫負担法という形で、幼稚園あるいは高等学校も含めての教育費の国庫負担を考へております。これはほんとうに人民の権力ができまして、ところで、実際にやつておる問題なんです。が、こういう教員組合の考え方については、文部省は一体どう考へておられるか、今の教育費は義務教育以外に非常に金がかかりまして、教育の機会均等ということが完全に失われまして、たとえば慶応大学では二万円も月謝をとつておる。最近それを値上げしようとしておる。こういうことになつて参りますと、大学へは、まさに選ばれた人々だけしか行けませんので、当然教育費全体をお考えにならないければいけないと思つておる。高等学校へ入学させるにしても一万円や、二万円の金がかかるということは常識です。そういう問題をどうお考えになつておるか。特に最近の学生の運動といつしましては、徴兵反対、授業料の値上げ反対といふことが切実な問題になつておる。メーデーで学生が騒いだと言つておられますが、学生にとりましては、学業のほかにはほとんど余暇は全部アルバイトに捧げなければ勉強もできないという苦痛を毎日々々なめさせられておる。ですから、この授業料値上げ反対の要求が非常に大きく、それをやはり政治的に要求するといふ気持ちが強かつたと思つておる。ですから、こういう問題について、やはり根本的なお考えがなければならぬと思つておる。義務教育だけでなしに、日教組の要求しております幼稚園、高等学校の費用の問題、あるいは一般の教育費の問題について、どうお考えになつておるか承つておきたいと思つておる。

○内藤説明員 幼稚園から高等学校ま

で国庫負担の対象にするという考え方も、一つの考え方だと思ふのであります。ただ現在のところ、憲法で国が保障している義務教育についても、十分な措置が行われておりませんので、ともかく義務教育が最も教育上重要な立場になつておりますし、特に義務教育が地方財政で大きな地歩を占めておりますので、そこを安定させますならば、幼稚園と高等学校の経費は、非常に身軽になるのではなからうかということを考えておるのであります。幼稚園、高等学校についても、文部省は等閑に付しているわけではないのでありまして、現在のところ平衡交付金制度の中で、一応考慮されておりますので、その方で見えていただき、当面の重要問題である義務教育を根本的に解決したいと思つておるわけであります。

○立花委員 地方自治庁、地方財政委員会この案についての反対の一つは、やはりこれが他の地方行政の非常に大きな圧迫となつて来るのではないかと、ということなんです、その点どうお考えになつてゐるか、地方財政はやはり全般的な地方行政をまかなうには現在非常に不足しております、困つておりますのは、義務教育ということだけではないに、児童福祉の問題も困つておりますし、失業問題も困つておりますし、いろいろな点で地方行政の中に行き詰まりがあるわけなんです。それがさらに圧迫されるということになると、非常に困るという考え方を、地方財政委員会あるいは自治庁あたりは考へておるのですが、そうはならない、あるいはそうはしないというはつきりした見通しがあるのかどうか、その点を承りたいと思ひます。

○内藤説明員 この点は、私どもとしては、現在の平衡交付金制度にも、ある程度の欠陥があるのではなからうかと考へるのであります。と申しますのは、私も従来国庫負担の当時、昭和二十五年に平衡交付金に入れたときに、義務教育費は約二百五十億あつたのであります。この二百五十億が、現在は少くとも国庫負担でございまして、四百五十億を越えておると思ひます。ですから二百億の増額というものは、義務教育費だけであつたはずであります。ところが平衡交付金全体を見ますと、平衡交付金は当初五十億、二十七年は千二百五十億、わずかに二百億しかふえていなかった。従来ですと、義務教育費の半額国庫負担のほかに、配付税として所得税、法人税の一定割合というものが配付税の特別会計に納付されたわけであります。そういう点から考へまして、今の平衡交付金が伸び悩んでおることも事実である。ですから義務教育費を国庫負担にした方が、かえつて地方財政は身軽になるのだ、逼迫した地方財政を現在の平衡交付金制度の中に置く方が無理ではなからうか、義務教育費のような大きな経費ですから、これだけを別に取出して保障した方が地方財政は楽になるだろう、その方が義務教育も振興するし、地方財政も安定するだろうと私も考へておるわけであります。

それから中央集権というお言葉も出ましたが、この点は、中央集権にならないように、配分基準等をすべて法律に書いておきますならば、行政官庁の裁量の余地をできるだけ少くしておくことによつて、目的が果せるのではないかと考へております。

○立花委員 地方財政委員会から、今の意見に対する意見を聞きたい。奥野君はさうせん、二十七年は平衡交付金は千二百五十億で十分なのだとおられたのですが、今の文部省の意見では、あれは義務教育費がふえただけしかふえていない、ほかの費用はちつともふえていないので平衡交付金の欠陥であると言つておるのです。地方財政委員会の方は、あれはあれでよい、非常にりつぱな制度だ、財政もあれで十分まかなつておるのだというふうな、文部省と正反對の見解を持つておるのですが、こういう意見の相違が政府部の内、両方にあつては非常に困る。私もとしては不審にたえないのですが、地方財政委員会の今の文部省の考え方に對する意見を伺いたいと思ひます。

○奥野政府委員 地方財政平衡交付金が、昭和二十七年において千二百五十億円でよろしいということ、閣議で決定しておることあります。内藤君が言われたのは内藤君個人としての意見だと思ひます。政府としての意見ではないと思ひます。ことに義務教育費の国庫負担制度が続けられておるならば、それだけでも二百億円内外増額をしておるはずだという御意見でありますけれども、地方自治を確立して行きたい、民主政治の基礎を築いて行きたいという考えから行きますならば、地方団体で使う金は、原則としては住民から直接地方団体の収入としてつて使つて行つて、自分たちの納めた税金を通じて、地方行政のあり方を批判させて行きたい、こういうふうな考え方を持つております。従いまして義務教育費国庫負担制度のありました最終年度、昭和二十四年度にお

ける地方税収入は千四百億あまりであります。ところが二十七年には二千九百億を越えております。言いかえれば、税収の面においては二倍以上になつて来ておるわけでありまして、国庫負担金でありましようとも、これはやはり同じ住民の納めた税金であります。住民の納めた税金を一旦政府のふところに入れて、官僚の手を通じて配分するがよろしいか、あるいは直接使うところの収入にしまして、住民からきびしい批判を加へさせた方がよろしいかという考え方につきましては、私たちは地方税こそ充実して行くべきものであるというふうな考え方を持つておるのであります。

もう一つ、第二の問題として地方自治の障害にならないように、配分方法を考へて行きたいということでありまして、国の考え方を負担金の方法を通じて地方団体に実現させて行きたいということでもあります。もしそうでないならば、負担金制度をおやめになつた方がよいと思ふのであります。負担金制度をとる以上、地方財政の将来に負担を感じさせないということは矛盾した考え方だと思ひます。むしろ国が地方団体に對してはどのようにいふことをやらせたいという考えならば、私は法律で基準を設定するだけで十分だと思ふのであります。ことに地方財政が混乱している、地方財政が不足していると言われますが、新制中学の建設費の二分の一を国が負担することになつておりながら、先ほど申し上げましたように机やいすは出さない、階段や職員室は出さない、図書書の購入費は出さない。一体新制中学の教材費の不足し

ていた責任、困難をしていた責任というものは、市町村にあるのかあるいはその他のところにあるのか、私はよく検討していただかなければならぬ問題であると思つておるのであります。もし正確に二分の一が出されていたら、今日ほど混乱を見なかつたであらうということを確認しておるものであります。

○門司委員 この機会に、もう一つ聞いておきたいと思ひます。これは大臣に先に聞いておきたいのですが、大臣がしばしば申されたお言葉の中に、地方財政平衡交付金に対する問題は、根本的な改正が必要ではないかという御意見があつたのであります。内容は、やはり何となく従来のような配付税の性格を持つて、そうして当然国が地方に配付する額というものをきめて行くことがいいのではないかというような御意見であつたように聞いております。今度の地方財政平衡交付金法の一部改正案の中にそれは出ておりませんが、これは何か理由があつたことではあるまいか。

○岡野國務大臣 平衡交付金の改正につきましては、私がいつも申し上げます通り、今度ですとところの地方制度調査会で平衡交付金といわず、地方税法並びに他面において地方の行政機構とか、制度の問題を総合的に研究して、そしてやろうと思つております。今回の平衡交付金の改正案は、御承知の通り地方財政委員会の規則で実はやつておつたものを――これは二十五年、二十六年に限りつて地方財政委員会規則でやり得る、しかしその後はいは法律でやらなくちゃならぬということになつておりますから、法律を出して、

そうして法の初め所定した通りの希望に沿うような改正をするにとどめた次第であります。

○門司委員 どうも地方制度調査会というものは、法案が出ておりますからでき上ると思ひますが、すべてがここに逃げ込んで、政府の責任逃れのような形になっております。私は大臣がもしそういう御意見であるとするならば、こういう測定単位をきめます場合には、非常に重要な問題であるから、これを法案の中に入れていただければ非常によかつたと思つております。

それはそれとして、次に伺つておきたいと思ふことは、今立花君から議論され、あるいは大泉さんからもお聞きになつておりました例の義務教育費国庫負担に関する法律案が出て参つております。そうしてこの法律案の提案理由の一番最後に、義務教育費国庫負担法が通過いたしますならば、当然平衡交付金の算定の基準について、特例を定める必要があるということが書いてあります。そこで問題になつて参りますのは、この平衡交付金を私どもがここに審議いたしておりますが、実はこの義務教育費国庫負担法が出て来るまでの様子を見ておつたのが、この委員会の今日までの状態であります。幸いにして出て参りましたところが、やはりわれ／＼が危惧いたしておりましたように、当然地方財政平衡交付金法に対しては特例を設けなければならぬといふことが現れて参つておるのではありません。従つてこれに対して当局はどういうお考えをお持ちになつておるのか、その辺がもし御答弁ができるならば、この機会にお願いしておきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 この義務教育費国庫負担法が委員会に提案されたことにつぎましては、私どもとしてはまだ財源措置について十分なる成果を得ておらぬわけでありまして、むろんこういうものが通りますれば、この次にあります平衡交付金法の改正に、一応議題として考慮しなければならぬものと思ひますけれども、私はもと／＼これには反対でありますから、私の考へておりますところの将来における平衡交付金法の改正案については、今まで何ら考慮したことはありません。

○門司委員 大臣は反対であるという御意見であります。しかしこの法案の提出は政府与党であります自由党の有志代議士の方から出ております。従つておそろしくこれは自由党の総務会、あるいは政調会それ／＼所定の機関を経て出て来たものだと思はれる。内閣と政党とは、あるいは議會とは全然別だといふことも一応考へられまします。しかし私どももいたしましては、それを全然別なものだといふふうに考へるわけには参らぬのであります。おそろしく何らかの了解がなければ、政府と与党が全然相反する法律を出すはずはないと思ひます。どうでございます。こゝういふところから考へて参りますと、今大臣が反対だといふお話であります。もう会期はわずしかありませんし、もしこの法案が通過いたしますれば、提案理由の批判をしてはおこられ

るかも知れませんが、提案理由の中に地方財政平衡交付金法の基準を変更する必要があると書いてあるのだから、かと思ひますが、いづれにしてもこれが通ればこの測定単位というものは多少わからなければならぬことになつて来ると私は思ふ。そこで地方財政委員会としましては、やはりこれに対処される必要があると思ひます。ただ大臣が反対だから、わしはそういうものは知らぬというだけでは済まされぬと思ひますが、もしかりにこれが通過したといひます場合は、この平衡交付金法の算定の単位が大体どういふふうにかつて参りますか。その点をひとつ事務当局からでもよろしくうございませう。御説明を願つておきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。もし万一この法案が通過することになりますれば、むろんわれ／＼としてこれを考慮しなければいけないという立場に置かれることは事実であります。

○門司委員 もしそういうことになると思ひますと、今出ております地方財政平衡交付金法の一部改正に対する法律案の審議を、一応待たなければならぬという結果が来るのではないかと考へておる。そういうことを私どもは考へておる。そういうたしませんが、もしこの義務教育費国庫負担法が通過いたしますと、また算定の基準をかへるというふうなことで、もう一回改正案を出さなければならぬいふようなことになつて来はしないか。その場合は規則あるいは政令にこれを譲るといふことで、事務的な処理はできると私は思ひますが、理論的には無理でございまして、法案を審議するわけ／＼といたしましては、必ず／＼行政措置にそれをまかせるからよいといふことで、これをそのまま通すわけにも行かないやうな気がするものであります。従つてこれが通つた場合の算定基準が大

体どのくらいになるかという、アウト・ラインだけでも、この機会にひとつお聞かせを願つておけば、これを審議する上に非常に好都合だと思ひます。

○岡野國務大臣 事務当局から説明いたさせます。

○奥野政府委員 義務教育費国庫負担法の基本的な態度は、二十八年年度から国庫負担制度をつくらうというのでありますから、二十七年年度に特に特例を定めなければならぬことにはないと考へております。二十七年年度は平衡交付金法の特例であつて、新たに義務教育費国庫負担制度をつくらうとしておるわけではございませんので、二十七年年度にぜひつくらなければならぬという理由はないと思ひます。ただ二十八年年度以降の問題と関連して来ました場合には、二十八年年度以降において義務教育費については一定の算式によつておくをつつて行きたいという考へ方がもしありまして、そのような案だけを二十七年年度において確保しておきたいといふこととなら、あの負担法の附則に現われておるやうな改正の仕方があり得るだらうと思ひます。

〔野村委員長代理退席、委員長着席〕

しかしながら二十七年年度の算定方法の中には、補正係数等を政令で定めることになつております。その政令の定め方によりまして、財政需要額は相当増減するのだらうと思ふのであります。しかしながら職員数だけを考へてみましました場合には、小中学校をとりまして現在の職員数よりも三万六千人内外多くなつておるわけでありまして、従ひましてあとの算定係数を現実的に即したものと考へますならば、数十

億円義務教育費のわくを拡げなければならぬ、それだけのものを他の行政費を圧迫して行かなければならぬといふことになるわけでありまして、しかしながらただいま申し上げましたように、政令で定めた方の一つの問題が起きておるわけでありまして、今私が申しましたようにただちにそうなるのだというわけにも参らぬだらうと思つております。

○門司委員 この提案の理由にはこう書いてあります。提案理由の最後の方には、「なお、昭和二十七年年度においては、差し当り、地方財政平衡交付金により右の趣旨の実現を図るため、教職員給与費の算定基準について特例を定める必要がある。」こゝはつきり書いてあります。これは提案理由が間違つておるのだといふことに解釈してよろしいですか。

○奥野政府委員 私はさうに考へております。

○内閣説明員 この点につきましては提案者に聞いていただきたいと思ひますが、私がかつてお話し申し上げておきたいと思ひます。ただいま奥野課長から、この案によると三万六千人ふえるのだといふお話があつたが、そういうことは私どもは考へておりません。この附則で考へておりますのは、教員数の現実の食違ひはせい／＼一万五千から二万程度以内であります。それは給与単価の方が非常に低いのです。実際の給与費が大蔵省の財源単価よりは三百七十五円上まわつていゝと言われております。給与は単価の方が国の学校の基準によつておりますから、実際の府県の給与単価よりは、はるかに低いのです。一万五千ないし二万人の定員

と実員の差によつてこの給与単価の差額を操作する、こういう考え方でございまして、附則に書いておりますのは二十八年度に考へておるような数字よりは、はるかに低いのであります。地財委では義務教育費を総額において八百六十億と踏んでいらつしやいます。その八百六十億の範囲内で算定基準をより合理化したいという気持だけでございまして、ですから先ほど床次議員からもお話がありましたように、今の党の案によりますと、学級、学校、児童というふうなわけ方でありまして、これではたして義務教育がうまく行くかどうか、私どもは非常に疑問に思つております。なるだけ地方の実情に即するよう算定基準を考慮したい、こういうことでございまして。

○門司委員 今のことで、大臣は何か御用があるそうで、私は測定単位についてはいろいろ疑問を持つておりますのでこれから聞きたいことが、まだたくさんあるものでありますが、それは具体的に言えばやはり今度の測定単位の事務費とかなんとかいうものは、全部現況が見られておるのか、あるいはこの間大蔵省が出したいいわゆる地方の給与が非常に高いということによつて基準が出されておるのか、その辺をはつきり知りたいと思ひますが、これはあとまわしにいたしまして、大臣がお急ぎのようでありますので、大臣に一応お聞きしておきたいと思ひます。これは政府提案でありませんか、閣議においてこれが決定されたとは申し上げませんが、大臣だけが反対なのか、政府全体が反対なのか、その点を一応伺ひたいと思ひたいと思ひます。

○岡野國務大臣 私は、閣議にかかつておりませんから、政府全体が反対であるかどうかわかりません。しかし少くとも、先般大蔵大臣と私と加りました、この案についていろいろお話を伺ひましたときには、大蔵大臣も私も、同じように、財政措置はできないのだから、とにかくこれはなか／＼むずかしい問題だなという事で、まだしつかり話がついておりません。こういうような情勢でございまして。

○門司委員 課長さんに文部省の意見を聞くのはどうかと思ひますが、文部省としては、この問題はかなり連絡があつたと思ひます。文部省の意見はこれを支持される御意見ですか。

○内藤説明員 文部省としても、当初の案から相当後退しておりますので、必ずしも満足しておるというわけではございません。

○立花委員 後退しておるから賛成じやないの、だからもつとこの案よりも進歩的な案であれば賛成だという意味で、この案は支持されるのですか。自治庁の人や岡野國務大臣、大蔵大臣が反対される理由は、根本的に違つた立場からの反対であると思ひますが、その点どうですか。

○内藤説明員 満足でないと思ひ上げてたので、反対ということは申し上げてありません。

○床次委員 ただいまの問題は、政府としてもなるべく早く態度を明瞭にしたいと思ひたいと思ひます。

第二の問題として、この際大臣にお尋ね申し上げたいことは、平衡交付金の問題は、基準財政需要と収入との差引によつて、平衡交付金の額がきまるのでありますが、その算定の実情を見

ておりますと、先ほど門司委員からも指摘されたのでありますが、必ずしも実情に合つていないように思ふのであります。二十七年からは必ず地方に迷惑をかけないように期しておるのだという御答弁でありましたが、その点は、私も疑いなきを得ないのでありますから、特にこの点は考へていただきたいと思ひます。この材料になりました中に、実は予備費の問題がある。地方でいろいろ新しい要求額がありまして、これに対処するだけの財源を地方では持たなければならぬ。これが今日予備費に入つておると思ひますが、現在のところ割合に弾力性が少ないじやないか。従つて地方には必要な仕事ができないばかりでなしに、かなり赤字も来しておるというの、今の実情かと思ひますが、地方自治という立場から見ますと、平衡交付金のわくでもつて、完全に地方が押えられるということでは、実はほんとうの地方自治ができなくなる。平衡交付金は地方財政を確立に行わせる一つの手段であつて、地方の自治というもの、これは、これよりももう少し弾力性のあるものであつてよろしいのじやないかと思ふのであります。この点について大臣にお伺ひしたい。地方にできるだけ弾力性を与える意味において、基準財政需要額をゆるやかに算定するということとは別といたしまして、予備費等の形において、地方の財源に余裕をとるというお考えをお持ちになつておるか、伺ひたい。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。お説しごくごもつともでありまして、われ／＼といたしまして、そういう方向に進んで行きたいと思つてお

ります。少し専門的になりますから、私、はつきりおわかりになるように申し上げられぬかもしれませんが、足らぬところは事務局から御説明申し上げます。ただいま政府といたしましては、基準財政需要額を八割と見ておりまして、二割は余裕をとつております。あとは徴収者、すなわち地方公共団体が非常に気持よく意気込んで税を納めれば、それだけ自分の仕事がよくできるよくなるという余裕を残しておけるような制度であります。今後とも、お説のように、平衡交付金にあまりたより過ぎるということ、私はあまりよくないと思ひます。今後は地方の税源を十分裕福にして、そのうちに予備的もしくは余裕的のからくりのできるように仕向けて行きたいと思つております。これは一は地方税法の改正にまつところが多いと、私は考へております。

○金光委員長 この際暫時休憩いたします。

午後一時四十六分休憩
〔休憩後は開会に至らなかつた〕